平成２５年（フ）第６９８１号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦３丁目13―12―103
債務者　村上　祐子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８３号
東京都練馬区南大泉５丁目８―30―103
債務者　大石　真美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８６号
東京都練馬区練馬１丁目32―９―202
債務者　遠藤　英子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９８８号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目６―７―Ｂ―３―502
債務者　並松　史恵
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６号
横浜市栄区飯島町2907番地１　みどり野ハイツ３棟209号
債務者　宮川　有子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１２号
横浜市戸塚区深谷町175番地　ライオンズマンション戸塚第８―402号
債務者　平野　路子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
岡山市北区田中162番地105カスガコーポ203
債務者　村上　　優（旧姓小町）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９号
岡山市北区田中162番地105カスガコーポ203
債務者　村上　京子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６０号
岡山市北区岩井２丁目５番２―104号
債務者　田口　加代
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０５号
岡山市中区西中島町５番17号、旧住所岡山市中区桜橋３丁目１番63号
債務者　荒谷　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５５号
東京都立川市西砂町１丁目62番地の２
債務者　澤枝　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
東京都日野市西平山５丁目23番地の15旭が丘コーポ203
債務者　白井寛一郎
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２２号
静岡市葵区大岩本町１番７―203号、旧住所静岡市駿河区小黒２丁目１番25号　勧善会
債務者　渡邉　　徹
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９５１号
神奈川県川崎市麻生区栗平１丁目６―１―202
債務者　江藤　昌弘
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目16番地５
債務者　小野寺紀子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２５号
神奈川県海老名市望地１丁目５番４―305号
債務者　千田　裕美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部